

32道県が公契連モデル以上

10月1日 政令市も半数超で 国交省調査

全国の都道府県の約7割に当たる32道県が、入札時の最低制限価格や低入札価格調査の基準価格を、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）が示したモデル以上の水準で設定していることが明らかになった。国土交通省が10月1日時点の状況をまとめたもので、7月以降、鹿児島県が新たに公契連モデル以上の水準で最低制限価格を見直した。鳩山新政権の下で、公共事業は今後さらに大幅に削減される見通しで、数少ない工事の受注をめぐり価格のたたき合いが起きるのは必至との見方もある。行き過ぎた価格競争を排除するために、ほかの都府県にも対応を急ぐよう求める声が高まりそうだ。

低入札・最低制限価格

「たたき合い」対策急務

中央公契連は今年4月、ダンピング受注の防止と工事品質の確保を目的に、低入札価格調査の基準価格モデルを改正。調査基準価格をおおむね2%程度引き上げ、調査基準価格を設定できる範囲を予定価格の70～90%に改めた。地方でもダンピング受注を排除するため、国交省も都道府県と政令市に通知を出し、新たな公契連モデルを参考に、地域の実情に応じて低入札調査基準価格や最低制限価格を設定するよう求めている。

同省のまとめによると、10月1日時点で最低制限価格を公契連モデルより高い水準で設定して

いたのは、鹿児島に北海道、栃木、神奈川、新潟、佐賀、長崎、宮崎、沖縄を加え計9道県。公契連モデルの準用または同水準で最低制限価格を運用していたのは、秋田、千葉、石川、岐阜など15県あった。

一方、低入札調査基準価格を公契連モデルより

水準で最低制限価格、あるいは低入札調査基準価格が運用されていることになる。地域別にみると、

こうした取り組みは九州や中部で進展しており、逆に東北や近畿では遅れているようだ。

政令市でもダンピング対策の取り組みは進んでおり、全18政令市（10月1日時点のため相模原市は除く）のうち、半分を超える10政令市で公契連モデルの準用または同水準で最低制限価格または低入札調査基準価格を設定していた。公契連モデルより高い水準で運用し

ているところはなかったが、政令市でも公契連モデルの趣旨は浸透している。

ただ、残る15都府県と8政令市は対応が遅れている。国交省の10年度予算の概算要求で公共事業費は、直轄事業負担金の維持管理費分を差し引いた実質削減率が17%以上

自治体の補助事業にも大きな影響を及ぼすと考えられ、適切なダンピング対策が講じられなければ、地方の建設業界は安値受注競争でますます厳しい経営環境に追い込まれる可能性が高い。